

令和 2 年 1 月 1 6 日

洞爺湖町議会令和 2 年 1 月会議
議 案

附 議 議 案

議 案 番 号

件

名

議案第49号

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第49号

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年1月16日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

洞爺湖町国民健康保険税条例（平成18年洞爺湖町条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第23条中「58万円」を「61万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の洞爺湖町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。